

(3)

# 報告事項1

用途地域等の見直し検討小委員会の検討状況について

●新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、過度な人口集中によるリスクや、

●人口構造の変化は、サービスの需要と供給のバランスや持続性に影響

●支えを必要とする者や更新時期が到来したインフラが増加することにより、

デジタル技術の可能性を認識

これまでの人口増加や従来の技術を前提とした社会システムのままでは、 これから生じる都市のさらなる変化や課題に対応できないおそれ

今回の用途地域等の見直し

# 社会変化への適応を図る好機

- ・想定していた市街地像と実際の土地利用とのギャップへの対応等
- ・横浜の魅力発信、都市の持続的な成長と発展の実現へ

# 3 小委員会での検討内容

	検討内容
第1回(R2.3.30)	検討の視点、今後の進め方等
第2回(R2.7.16)	郊外住宅地
第3回(R2.10.16)	郊外住宅地、農地·緑地
第4回(R2.12.23)	都心部·駅周辺、工業地
第5回(R3.3頃)	議論の振り返り 及び 答申原案
第6回(R3.6頃)	まとめ(答申案)

# 6 5 目次

# 報告事項1

用途地域等の見直し検討小委員会の検討状況について

No.	ページ	検討テーマ	小委員会の 開催回	
1	7~11	郊外住宅地	第3回	
2	12~69	農地•緑地 (R 2 .7.		
3	70~118	都心部·駅周辺	第4回	
4	119~148	工業地	(R2.12.23)	

※第1~2回小委員会の検討状況については、第155回都市計画審議会 (R2年8月28日開催)において報告済み



1 用途地域等の見直しを行う意義

多様な分野で様々な課題が顕在化

・用途地域の見直しの背景 ・目指すべき将来像 答申●

- ・対応すべき主要な課題
- ・検討の視点と進め方 など

各論点についての 検討結果を整理、 取りまとめ

見直しの 基本的 考え方 (案)

(答申をベースに作成)

HPや広報よこはま等を「 活用して意見募集へ

※ 具体的な見直し候補地区の素案は、基本的考え方を 確定した後に公表していく流れを想定

# 2 今回の用途地域等の見直しで対応する課題(長期のまちづくりとの関係性)

# 頁在化している課題への対応として先行的に検討

前回の全市見直し (H8年)以降の課題

(1)

4

これまでの 都市づくりの成果

都市計画法の改正 (新しい用途地域や容積率等) 用途地域等の見直し の基本的考え方

(本小委員会で議論)

※今回以降、用途地域等の見直しについては 土地利用動向等に応じて機動的に対応していく



実際の

見直し手続き

(2)

(5)

長期のまちづくりに関する計画 (都市計画マスタープランなど)

都市計画以外の分野も含め、いま顕在化している課題や 中長期的に取り組む課題に対するまちづくりの方向性等を示す

### 4 今後の進め方

小委員会での検討

答申

# 見直しの基本的考え方(案)

見直しの基本的考え方

見直しの候補地区(素案)

見直しの候補地区(案)

都市計画審議会

市民意見素案説明会、縦覧、意見書受付

市民意見公聴会、法定縦覧、意見書受付

R5以降

都市計画変更



# 報告事項1

# 用途地域等の見直し検討小委員会の検討状況について

① 郊外住宅地の検討視点

# 郊外住宅地における今後のまちづくりの視点など

- ・本市を取り巻く様々な社会背景等を踏まえたとき、今後の郊外住宅地のまちづくりにおいては「多様な価値を実現」し、 お互いが助け合える「良好なコミュニティをつくること」が重要と考える。そのためには、「様々な活動ができる環境 づくり」を許容し、これを支える「基本的な機能」が必要となる。
- ・今回の用途地域の見直しにおいては、これらの実現に向けた都市計画等による手段・施策について具体的検討を行う。

# 社会背景

- ・地域単位で見たときの人口減少、高齢化、転出超過
- ・高齢世代と若年世代のライフスタイルのミスマッチ(生活インフラ、住宅規模、雇用など)
- ・建物や市街地の老朽化(新陳代謝が停滞)
- ・余剰資源の発生(空き家、公共施設等) …など



# 郊外住宅地の再生にかかる必要な手段・施策

# 都市計画等による対応 (土地利用誘導)

# 手段①

# 地域資源の活用

・空地や空き家の活用

・学校跡地など公的資産の利活用 等

# 手段(2)

良好な環境づくり・維持

・地域ルールの策定(地区計画等)

・維持管理主体の形成、活動等

# 手段③

土地利用規制の見直し

用途地域の見直し

形態制限の見直し 等

# その他にも必要となる手段・施策

- IoT や 5 G、自動運転などの新たな技術への対応
- ●活力ある都市農業の推進
- ●多様な機能を持つグリーンインフラの活用検討
- ●必要な時に医療や介護を提供できる体制づくり
- ●市民に身近な交通ネットワーク等の維持・充実
- ●人やモノの往来を支える交通ネットワークの形成
- ●安心して子供を産み育てられる環境づくり
- ●女性やシニアの活躍を図るための就労・自立支援
- ●災害に備えた危機対応力の強化 …など

# これらの施策を一体的に進めていかなければ郊外部の再生は困難

# 【参考】地域のまちなかで求められる姿やテーマ

# 人が集まる環境をつくる

# チャンスがあるまち

多くの人が集まることを活かして 様々なチャンスが生まれる



新しい 文化の 創造

活性化

若者の 活動の

イベントの 盛り上がり

売り上げUP・ 新たなビジネス

出典:みんなのまちづくり NOTE「まちなかの活性化」 (日本都市計画家協会)

# 【参考】住宅地におけるまちづくりの主要なテーマ

### 高齢者の見守り・生活支援

# 子育て支援・教育環境の充実



高齢者が安心して暮らせる住まいやサービスの充実



保育から交流まで地域で子どもを育てる環境の整備

### 日常生活サービスの充実

### 防犯・防災への配慮





防犯パトロールなど安心・安全な暮らしの支援



団地祭りから日常的な交流まで地域交流の支援



空き家所有者の意識啓発・情報発信と活用支援

出典:みんなのまちづくり NOTE「住宅地のマネジメント」

# 郊外住宅地において求められる活動や機能、検討の視点

- ・本市ではいまだ総人口は増加しているが、社会移動の推移をみると東京都区や県央・湘南地区に対して転出超過の傾向あり。
- ・人口減少社会に向かう中でこれからも住み続けられる郊外住宅地の再生を図っていくためには、<mark>若年世帯がまちに魅力を感じ、積極的に移り住みたくなるような仕掛け</mark>が求められる。
- ・そのためには<mark>様々な分野の施策を時代の速度に合わせて一体的に実現</mark>していくことが必要。(このうち、今回の用途地域等の見直しにおいては土<mark>地利用規制の側面からの対応</mark>を検討)

# 多様な価値を 良好なコミュニティ 実現する をつくる 健康 助け 安心 活動・円滑な 様々な活動が 移動 維持 あい 安全 する できる環境づくり 移動手段 充実すべき 住環境 主な基本的機能 手段③ 土地利用規制の見直し 牛活利便施設 高経年化した住宅地に 今回の 検討視点 の立地誘導 おける建て替えの喚起 (誘導居住面積水準の確保)

# 「生活を支える機能」 「住環境」

- ・これまで本市では郊外部に第一種低層住居専用地域を広く指定し、厳しい用途制限のもとで良好な住環境の維持形成を図ってきた。
- ・これからは<u>「暮らしの基盤となる住まい」と「生活を支える様々な機能」が備わった住宅地</u>をつくることが必要であり、<u>地域特性に応じた特色ある</u> 個々のまちづくりが連鎖していくことで、「多様な価値の実現」と「良好なコミュニティ」の形成に繋がっていくと考える。
- ・ただし、ライフスタイルの多様化やライフステージの流動化に加え、日々進歩する新たな技術の普及に伴い、快適に住む上で人々が欲する機能も 今後さらに大きく変化していく可能性がある。そのため、今後の社会動向を注視しながら、社会ニーズや都市の変化、リスクにも対応できる柔軟性 と冗長性\*を備えたまちづくりを進めていく必要がある。(※冗長性=「様々な変化等に対応できる"余白"や"余裕のある状態"」というような意味合い)



# 「新型コロナ危機への対応」

- ・新型コロナ危機を契機として、都市における働き方や住まい方について大きな見直しが求められている社会状況にある。
- ・8月末に国交省が取りまとめた<u>「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」</u>には次のような記載がみられる。 (詳細は参考資料2を参照)
  - ▶働くにも住むにも快適な環境、ゆとりあるスペースへのニーズが高まる。(働く/住む場所の選択肢の拡大)
  - ▶ 複数の用途が融合した職住近接に対応するまちづくりを進める必要がある。
  - ▶ 郊外や地方都市では、住む、働く、憩いといった様々な機能を備えた「地元生活圏」の形成を推進。
  - ▶ 老朽ストックを更新し、ニューノーマルに対応した機能(住宅、サテライトオフィス等)が提供されるリニューアルを促進。
  - ⇒こうした国の動きも視野に入れ、整合性を図りながら検討を進めていく

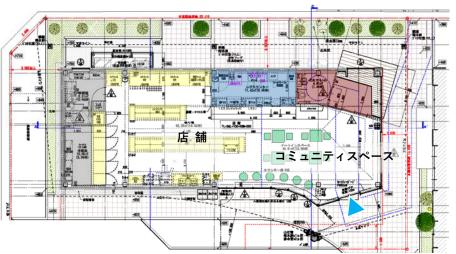


- ・それぞれ単独の目的のみではなく『複合した利用目的をもつ施設』をつくることは、地域の拠点としての必要性が増すとともに持続的な運営にも繋がっていくと考える。
- ・以下、複合した機能を有する施設の先行事例を示す。

# 事例1 野七里テラス (栄区)

買い物

- ●大和ハウス工業が1970年台より造成を始めた700区画の一画で、 元々バス広場だった敷地を活用して整備。住民要望にあった「買い物
- 不便」や「高齢者の見守りや支え合い」への対応を図る、地域のコミュ
- **二ティ拠点**として計画。建築基準法 48 条許可を受けて建築された。
- ●主に3つのゾーンで構成。地域住民の生活がより豊かで魅力的になり、 繋がりや生きがい等に応えられる施設となることを目指している。









イマテラス お茶場 サチテラス/ミチバタテラス お買い物/移動販売車 和(なごみ)テラス

# 複合機能

- ・コンビニエンスストア
- ・コミュニティスペース

### 建築概要

敷地面積:589.10 ㎡

延床面積:149.78 ㎡

⇒コミュニティスペース 58.05 m<sup>2</sup>

⇒店舗 91.73 m<sup>2</sup> (※お互いの間に明確な仕切り等は無い)

構造:鉄骨造 平屋建て

### 用途地域

第一種低層住居専用地域(建築基準法第48条許可)

### 運営団体

- ・コンビニエンスストア(ローソン)
- ・コミュニティスペース (一般社団法人 野七里テラス)

# 事例 2 **タカサキチ**(高崎市)

住民

就労

- ●子育て期の母親の「孤独予防」と「活躍応援」を通じて、"子育て世帯 に選ばれる地方都市"を目指していく取組の一つ。空き家を改修して
- ●高崎市内で出産する女性のほぼ半数が利用する地域の産院を通じて イベントなどの参加を毎年新しく呼びかけ、産後1年の母親たちが 地域と繋がる機会を創出。また、キッズマタニティカフェを経営して いる地元の神社も運営に携わることで、地域との連携を構築。

サテライトオフィス兼子育てサロンとして運営。







# 複合機能

- ・コワーキングスペース
- ・レンタルキッチン
- ・コミュニティスペース

### 建築概要

延床面積:72.7 m<sup>2</sup> 構造:木造 平屋建て

### 用途地域

第二種住居地域

# 運営団体

一般社団法人 コトハバ

# 事例3 **ひばりテラス 118** (日野市)

農体験

●UR の団地建替え事業の一環で、民間事業者のノウハウを生かし、

エリアマネージメントを推進するための活動拠点として整備された 施設。既存の低層団地建物を改修して運営。

住民/事業主/地権者等が協働して主体的なまちづくりに取り組む

●住民の趣味や学びの充実、住民同士の繋がりを構築していくことを 目的としたコミュニティスペースなどが設置され、主婦たちによる



(※一部2階もあり)

# 複合機能

- ・コミュニティカフェ
- ・コミュニティスペース
- ・パーソナルスペース
- ・菜園、広場等

# 建築概要

延床面積:317.42 ㎡ 構造:RC 造 2 階建て

用途地域

第一種中高層住居専用地域

### 運営団体

一般社団法人 まちにわ ひばりが丘



# これからの郊外住宅地のまちづくりについて (まとめ)

これまでの郊外住宅地(1低専)では住宅の土地利用がメイン

※日常生活に最低限必要な施設の立地は許容

⇒小規模な店舗との併用住宅、診療所、公衆浴場、学校、保育所、郵便局(一部制限あり)、老人ホーム …など

# より多様な用途が融合・共存する住宅地への転換

- 住宅地の中に 買い物や交流の場、働く場などの多様な機能を誘導するための手法の一つとして用途地域等の見直し を実施。⇒柔軟性と冗長性を備えたまちづくりを誘導(P2)
- これにより **地域住民それぞれのライフスタイルに適応し、地域の価値や魅力の維持・向上を図っていける郊外住宅地** の創出を目指す。

■今回の用途地域等の見直しで郊外住宅地に誘導を図りたい具体的な用途や効果(案)



■郊外住宅地の価値や魅力の維持向上を図るための土地利用のイメージ機能や世代の多様化による住宅地の魅力維持・向上(イメージ) 図 国土交通省 第3回勉強会資料6



【出典】国土交通省 社会資本整備審議会 第51回住宅宅地分科会資料

No	用途地域等の見直し(郊外住宅地) における『 <mark>主な取組課題や検討の視点』</mark> など	<ul><li>○:一定程度の整理に至ったもの</li><li>△:さらに継続整理が必要なもの</li></ul>	整理・検討内容
1	郊外住宅地 (1低専) において、今回の見直しで主に立地誘導を図りたい機能の分野	0	「買い物/就労/活動・交流」に資する機能を誘導すること(複合的な機能を有する施設の誘導も想定)
2	新型コロナ危機を契機とした住まい方や働き方の多様化への対応	Δ	職住近接等にかかる国の政策検討の状況や地域ニーズ等を継続的に把握しながら検討を深度化
3	地域特性 (インフラやニーズ等) を踏まえた具体的なまちづくりの方向性の検討	Δ	生活利便性の高いまちを実現するための実現手法の検討(用途地域見直し/特別用途地区/法 48 条許可など)
4	既存の住環境とのバランスを踏まえたメリハリある対応	Δ	誘導機能の立地を許容する一方で、周辺の住環境への配慮を求める仕組みの検討
5	子育て世帯などにとって望ましい広さの住宅を建築できる環境整備の必要性について	0	誘導居住面積水準 (延床面積 100 ㎡) を達成できる住まいを増やしていくことの必要性
6	容積率を緩和する候補地区を抽出する場合の条件の考え方	0	容積率80%建蔽率50%の地区のうち、とくに狭い敷地や老朽化した住宅が多い地区を抽出
7	容積率を緩和する候補地区の選定	Δ	インフラや住環境など実際の現地の状況把握等も含め、地区単位での詳細分析を継続
8	防災の視点を踏まえた立地規制の在り方、上位計画での位置付けの検討	Δ	都市計画マスタープランの見直し検討との整合など
9	少子高齢化等の課題を踏まえ、郊外部の活性化を図っていくための具体的施策の展開	Δ	中期4か年計画や住生活基本計画、その他関連する上位計画との整合など
10	地区計画や建築協定などを運用している地域の活性化	Δ	地域自らが区域の課題や住民ニーズに沿ったまちづくりを実現するための対話と誘導

: 生活利便施設の立地誘導関連

: 容積率の緩和検討関連

割連 | |

| | | : 用途地域等の見直し全体または今後予定している上位計画の改定検討などにも関わるもの

報告事項1

用途地域等の見直し検討小委員会の検討状況について

② 農地・緑地の検討視点

説明の流れ

- 1 横浜市における農地・緑地の現状と課題について
- 2 田園住居地域の指定について
- 3 緑化地域の指定について

# 1 農地・緑地の現状と課題について

(農地・緑地の検討①)

●市街化区域の緑被率は低く、特に商業系の用途地域では緑被率が5.6%

# 1)横浜市における農地・緑地の現状と課題

15

# 横浜の緑







地産地消を支える農地

地域の魅力となる緑・花

市民の憩いの場となる森

1)横浜市における農地・緑地の現状と課題

●市街化区域内農地は1低専に広く分布している

大都市でありながら、 市民生活の身近な場所に多様な緑を有している

緑には多面的な機能があり、グリーンインフラとしても活用を推進することで、気候変動の影響に対する適応策や、SDGsの達成にも寄与。

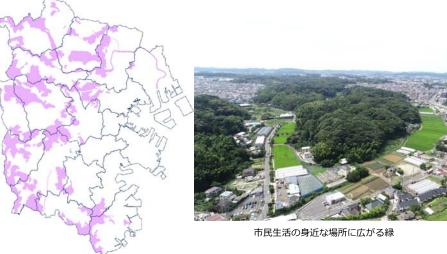
# 1)横浜市における農地・緑地の現状と課題

16

19

13

●市街化区域と市街化調整区域が入り組んでいるため、市民生活の身近な場所に緑がある



市街化調整区域(ピンク色)の分布

大池・今井・名瀬 上飯田・和泉・中田周辺 電際・野庭

1)横浜市における農地・緑地の現状と課題

●郊外部を中心にまとまった緑がある

下和泉·東保野·漢谷傳迈

「火柴・富岡

「火柴・富田

「大田・富田

1) 横浜市における農地・緑地の現状と課題

14

 ※縁被率 航空写真から300m以上のまとおりのある縁を目視判読し、市域面積に占める割合を算定するもの
 区域区分 用途地域 緑被率(※)
 住居系 用途地域 19.6%
 市街化区域 商業系 用途地域 5.6%
 工業系 用途地域 11.8%

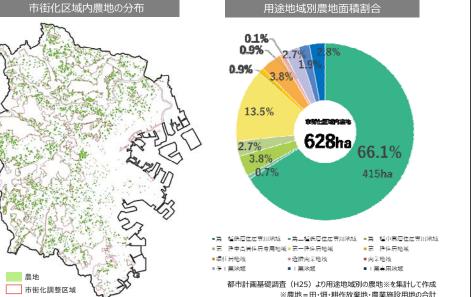
用途地域

市街化調整区域 65.1% 出典 横浜市第11次緑地環境診断調査(今和元年度)

# 1)横浜市における農地・緑地の現状と課題

農家の営農継続

### 農地所有者が農地を所有し耕作を続けるうえで、特に課題に思うこと





農体験や農畜産物に対する市民ニーズ

●ライフスタイルの変化や食育・健康への関心の高まりなどから、 **地産地消や農体験へのニーズ**が高まっている。

●新型コロナウイルス感染症の流行により、この傾向はますます 強まっている。



# 都市緑地法等の改正 (H29~)

・公園、緑地、農地等のオープンスペースの多面的な機能の発揮

・宅地化を前提としてきた都市農地の減少傾向(量的課題)

・公園ストックの老朽化、公園空間の有効活用の要請等(質的課題)

# 都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- ・民間による公共還元型の 収益施設の設置管理制度
- ·Park-PFI事業の設置管理 許可期間の延伸 …など



H28年6月 改定

# 緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- 民間による市民緑地の整備 促進制度の創設
- 緑の担い手として民間主体 を指定する制度の拡充 …など



# 都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法等】

- ・生産緑地の面積要件を 引き下げ (500㎡ ⇒ 300㎡)
- ・生産緑地地区内における 直売所等の設置



# 「都市農業振興基本法」

H28年 策定

H27年 制定

2) 国のうごき

「都市農業振興基本計画

都市農地の位置付けに変化





22



# 法改正のポイントと本市の対応

- 生産緑地地区の面積要件の 引き下げ(500㎡▶300㎡)
- 2. 特定生產緑地制度※創設 ※30年経過する生産緑地の指定効果を10年間延長する制度
- 3. 田園住居地域創設

- → H29.12に条例制定 (300㎡に引き下げ)
- の → R2から指定手続き開始
  - …▶ 今回の検討内容

3)横浜市の取組み~横浜市水と緑の基本計画~

横浜市水と緑の基本計画

24

3)横浜市の取組み〜横浜みどりアップ計画・横浜都市農業推進プラン〜 H30年11月 策定

横浜みどりアップ計画 [2019-2023]

計画の柱1

市民とともに次世代につなぐ森を育む

計画の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

計画の柱3

市民が実感できる緑や花をつくる

(横浜みどりアップ計画[2019-2023])

効果的な広報の展開 ➡ 緑化地域制度

25

市民が身近に農を感じる場をつくる取組 → 田園住居地域

持続できる都市農業を推進する取組

横浜都市農業推進プラン2019-2023

# 3)横浜市の取組み~横浜みどりアップ計画・横浜都市農業推進プラン~

● 緑が市街地に引き込まれている

緑豊かな市街地の形成 などを進めていく

• 地域の中で農のある暮らしが息づいている

▶ 水・緑・農によるまちの魅力づくり、里山景観の保全、

横浜らしい水・緑環境の実現

多様なライフスタイルを実現できる

水・緑豊かな都市環境

目標とする都市や市民の姿

● 都心臨海部に水と緑が増え、魅力が高まっている など

横浜型担い手等の認定・支援

●農業経営や地域活動などに主体的に関わっている女性 を「よこはま・ゆめ・ファーマー」として認定し、グ ループ活動やネットワークづくり等を支援



# 個人・法人による新規参入の推進

3)横浜市の取組み~横浜市水と緑の基本計画~

横浜市水と緑の基本計画

目標像

H28年6月 改定

●新規就農を目指す個人を支援する「横浜チャレンジファーマー」制度 や企業の農業参入を推進

### 農地の貸し借りの促進

- ●耕作放棄地や今後高齢化、後継者不足等で遊休化 が懸念される農地についていち早く情報を集め、 貸し借りのマッチングを行うことで農地の利用促 進を図る
- ●生産緑地地区内農地については、都市農地貸借法 の制定を受け、制度を活用した貸し借りを促進



3)横浜市の取組み~横浜みどりアップ計画・横浜都市農業推進プラン~

# 農とふれあう場づくり

地産地消の推進・支援

- ●農園の開設ノウハウを持った市 民農園コーディネーターの活用 など、市民農園の開設支援
- ●維持管理が難しい農地等を公園 として買取り、農作業を楽しめ る農園付公園を整備

青空市やマルシェの開催等支援

ジュ」を育成する講座の開催











●市内産の農畜産物を扱う飲食店等を「よこはま 地産地消サポート店」として紹介

●地産地消を広げる「はまふうどコンシェル



横浜市の取組み~市民と農をつなぐ~



市民と農を近づける様々な施策・支援を実施

# まちづくりにおける面的な展開

都市農地を農家だけの領域にすることなく、 住民をはじめとした様々な主体に広く開かれた存在とする

# 田園住居地域の指定について

(農地・緑地の検討②)



○営農環境の

保全が必要

31



田園住居地域の指定について



- ①田園住居地域の指定により、 どのような効果や影響が考えられるか?
- ②田園住居地域の指定の考え方
  - どのような地区で指定が考えられるか?
  - 指定するならばどのような条件か?

住居系用途地域の一つとして「田園住居地域」を創設



現況農地

都市計画法52条の許可手続き

住宅と農地が混在し、両者が 調和して良好な居住環境と営農 環境を形成している地域を あるべき市街地像として都市計 画に位置付け、開発・建築規制 を通じてその実現を図る

指定イメージ

都市計画法第52条に基づき、現況農地における土地の

300㎡以上

造成、建築物の建築等は、市長の許可が必要となる。

・土地の造成 ・建築物の建築

・物件の堆積等

原則不許可

〇住居専用の用途地域に農業用

施設が原則として建築不可

# 主な建築規制

低層住居専用地域に建築可能なものに加え、直売所、 農家レストラン等の農業用施設の立地が可能となる。

建築物の用途		一低	二低	田園住居
住宅	、共同住宅、兼用住宅	0	0	0
	床面積≦150㎡	×	0	0
店舗	150㎡<床面積≤500㎡	×	×	△ (2階以下の <b>直売所、農家</b> <b>レストラン</b> に限る)
	500㎡<床面積	×	×	×
幼稚園	、小・中学校、図書館	0	0	0
診療列	f、保育所、老人ホーム	0	0	0
<u>*</u>	付属倉庫	0	0	0
店庫	倉庫 <b>単独倉庫</b>		×	△(農産物や生産資材を貯蔵 するものに限る)

# 1)「田園住居地域」の制度の概要

33

【田園住居地域の指定により建築可能になるものの例】









1)「田園住居地域」の制度の概要

農地の開発規制

34

税制

1)「田園住居地域」の制度の概要

38

(37)

売地

造成工事

建築物

田園住居地域内の農地は、固定資産税は宅地評価の 1/2程度に軽減され、相続税納税猶予の適用も可 能。

固定資産税 市街化調整区域内の 農地並み 記価額の1/2 (300㎡超の部分) 宅地並み 相続税 納税猶予 適用可 適用可 なし		生産緑地	田園住居地域内の 農地	その他の農地
	固定資産税		評価額の1/2	宅地並み
		適用可	適用可	なし

# 2)農家の意向

36

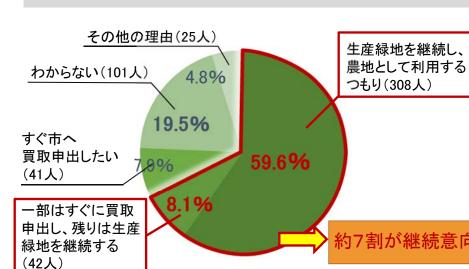
2)農家の意向

300㎡未満

義務許可

建築確認申請

生産緑地における指定から30年後の農地利用の意向 (生産緑地所有者のみ:517人)



【H30都市農地の利用に関するアンケート】

調査対象

市街化区域内農地(生産緑地含む) 所有者 2.964人

実施期間

平成30年9月10日~平成30年9月25日

実施方法

郵送による

回答数

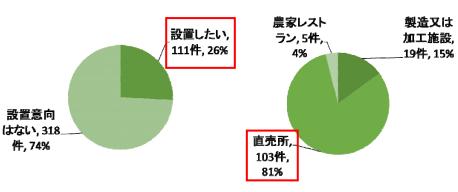
1,018票 (回収率34.3%)

2)農家の意向

【H30都市農地の利用に関するアンケート】

図 生産緑地に直売所などを設置する 意向(回答者計429者)

図 生産緑地に設置希望の施設の 種類(回答者計127者)



生産緑地において直売所等農業施設の設置ニーズが存在





田園住居地域の指定により、

直売所、農家レストラン等の立地が可能に

農地の宅地化が抑制

どのような効果や影響が考えられるのか?

営農環境の保全

・新鮮で安心な農作物の供給

・良好な農景観の保全 など

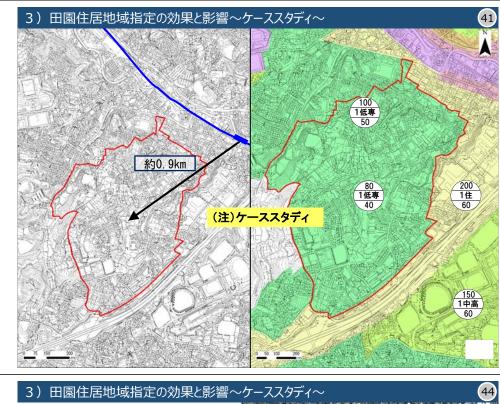
「農を活かした、買い物できる・交流できる、田園まちづくり」

「農とのふれあいを通じて多世代が交流する、活気あるまちづくり」

相互理解の醸成やまちに活気

・農家の経営を支援し、営農意欲の向上

・農家と周辺住民の顔の見える関係が構築され、





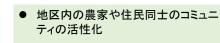


🔛 集合住宅 □ 店舗併用住宅 票務施設

農業施設

ブランド品「ほどじゃが

焼酎」により地区の魅力 を高め、遠方からの来客 を呼び込み。



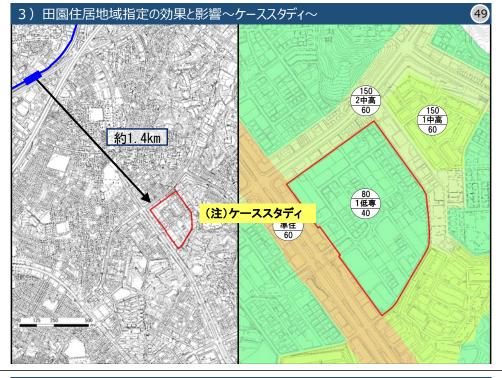
● 地区外からの来客によりまちが活性 化。若年層の移住も期待。



# 将来像「農を活かした、買い物できる・交流できる田園まちづくり」























# 3) 田園住居地域指定の効果と影響

田園住居地域の指定により、 どのような効果や影響が考えられるのか?

# 直売所、農家レストラン以外の店舗(150㎡以下)の立地が可能に

・夜間営業など営農に支障が生じるおそれ

・道路等の基盤が不十分な場所において、交通量が 増加するおそれ など

# 農地の宅地化が制限



生産緑地以外の農地の土地活用の制限

田園住居地域の指定による効果・影響を十分に勘案し、 地区計画をあわせて活用するなど慎重な検討が必要



どのような地区で指定が考えられるか?

本市の農地の特徴 田園住居地域の趣旨

# 田園住居地域の指定が考えられる地区(案)

- 低層住居専用地域のうち、農地が一定量存在する地区 又は、市街化区域の縁辺部で周辺に農地が存在する地区 かつ
- 農地を保全・活用する機運が醸成されている又は される見込みがある地区













かつ

4)田園住居地域の指定の考え方

指定するならばどのような条件か?

田園住居地域の効果・影響

● 田園住居地域の指定が考えられる地区で、

● 農家や住民の合意形成が十分に図られ、

ケーススタディ

条件が整った地区から、随時、機動的に指定

田園住居地域を指定する際の条件(案)

# 小委員会での論点







論点1 指定拡大の考え方

# 1)横浜市における緑化地域導入の背景

● 原則として、地区計画を併用

●緑化地域制度とは?

緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画で定めるこ とにより、<u>敷地面積の一定割合以上の緑化</u>を義務付けることができる制度(建築 基準関係規定)

緑化率 25%を上限

敷地面積が1,000㎡以上の建築物の新築・増築 (条例で300㎡まで引き下げ可)

※既存の建築物は対象外



# 1)横浜市における緑化地域導入の背景

●本市における建築物緑化制度の概要 緑化制度の変遷

住居系用途地域 商業系用途地域 工業系用途地域 調整区域 S.48 緑の環境をつくり育てる条例(緑条例)制定 ⇒公共施設/工場等/宅地造成での緑化指導 H.16 緑条例改正 ⇒建築行為に対応 (敷地面積500㎡以上の建築物に対する緑化) 開発調整条例制定 ⇒開発事業に対応 (開発行為、大規模な共同住宅等への緑化) • 工場立地法 地域の実情に応じた 緑化率を設定

3 緑化地域の指定について

(農地・緑地の検討3)

# 1)横浜市における緑化地域導入の背景

63

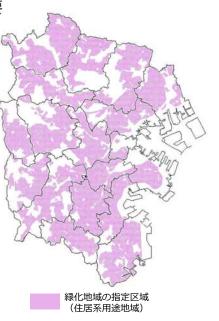
●本市における緑化地域制度の概要

# 導入の意義

従来から行っている緑化を市全体の まちづくりの総合的な計画である都市 計画に位置付け、良好な都市環境を形 成する。

H21.4 緑化地域制度を導入

項目	内容
指定区域	住居系用途地域全域 (24,500ha)
対象となる敷地面積	500㎡以上
緑化率の最低限度	敷地面積の10%



# 2) 緑化地域制度に関する都市緑地法の改正(H29)

【改正の背景】

建蔽率が高い地区等では低率で設定

緑化率が0%になってしまう

→ 【例】建蔽率80%の角地の建築物は

水平投影の長さの合計 × 1 m

 $(A+B+C)\times 1m$ 

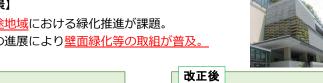
【壁面緑化の算定方法】

改正前

【緑化率】

○商業系用途地域における緑化推進が課題。

○緑化技術の進展により壁面緑化等の取組が普及。



O 建蔽率に関わらず 最大25%まで可能



〇 鉛直投影面積



※ 基準緑化率は、敷地面積や建築物の区分等に応じて異なる。

● 実質緑化率は、各地域にともに基準緑化率をクリアしている



H.21 緑化地域指定

●協議件数と協議により創出された実質緑化率

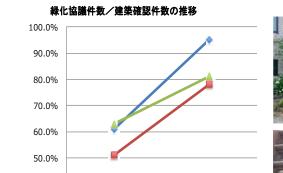
緑化地域指定?

緑の環境をつくり育てる条例(緑条例)及び緑化地域制度に基づく緑化協議実績 【H21~H30年度】より

		協議件数	基準緑化率*	実質緑化率
住居系 用途地域	緑化地域	2,758件	10%	11.7%
商業系 用途地域		844件	5 %	7.9%
工業系 用途地域	1151/1/17	937件	5% · 10% 15%	12.5%

# 3) 各用途地域における協議、緑化の状況

# ●住居系用途地域







### 緑化地域制度導入により

40.0%

→ 住居系用途地域

━\_工業系用途地域

● 建築確認の件数に対し、95%の緑化協議を実施

61 %

51 %

63 %

● 創出された緑は、法に基づいて維持保全されるようになり、確実に担保

H21-30

96 %

78 %

81 %

# 4)指定拡充の考え方

69

66

●緑化地域の拡大について

法改正や緑化協議の状況を踏まえ、緑化地域を指定効果のある商業系用途地域 <u>に拡大</u>する。

【参考】現在の商業系用途地域における建築物緑化

### 緑の環境をつくり育てる条例

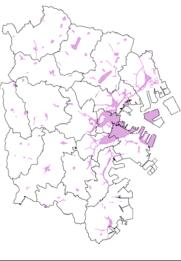
項目	内容
対象となる敷地面積	500m <sup>2</sup>
緑化率の最低限度	5 %

※ 基準緑化率は、敷地面積や建築物の区分等に応じて異なる。

# 商業系用途地域における緑化地域指定の効果

都心部及び駅周辺において緑のある良好な 市街地環境の形成

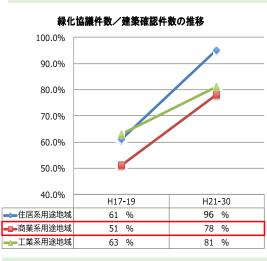
→ 都市全体の価値・魅力の向上



# 3) 各用途地域における協議、緑化の状況

●商業系用途地域

緑の環境をつくり育てる条例に基づく緑化協議





67



- ●道路沿い等に良好な緑化が確保されている事例がある
- ●建築確認に対する緑化協議の件数の比率は78%

# 3) 各用途地域における協議、緑化の状況



●工業系用途地域

緑の環境をつくり育てる条例に基づく緑化協議



●用途や地域に応じた独自の緑化率を設定し、良好な緑化が進められている

73

76

# 報告事項1

用途地域等の見直し検討小委員会の検討状況について

③ 都心部・駅周辺の検討視点

# 1.都心部や駅周辺における

これまでのまちづくり

# 本市の総合計画等における都心部 / 拠点駅の位置付け

# 都市再開発の方針 (2018年 / H30年)

- ●鉄道駅を中心としたコンパクトな市街地 の形成を図るため、市内の主要な75駅 からおおむね半径500m圏内のエリアを 「規制誘導地区」として指定。
- ●地区計画等の規制誘導手法を主体に、 民間による事業化の促進や適切な土地 利用誘導を図り、市街地の整備改善を 進めていくことを目的とする。



様々な社会変化にも対応できる持続可能な都市の構築に向け、 より効率的な土地利用や活力ある拠点の形成を進めていく

# 目次

- 1. 都心部や駅周辺におけるこれまでのまちづくり
- 2. 目指す将来像
- 3. 現状の土地利用分析
- 4. 土地利用規制に関連する課題
- 5. 用途地域等の見直しでの対応について
- 6. まとめ

# 本市の総合計画等における都心部 / 拠点駅の位置付け

3 層構造による多心型のまちづくり [出典] ゆめはま2010プラン

・横浜経済の活力を向上し、国際業務拠点として機能強化。

・都心臨海部における一体的な業務集積地区としてのビジネスベルトを形成。

・広域交通ターミナルとしての利便性を生かして 多様で広域的な機能集積を図り、大都市に ふさわしい新横浜都心を育成することにより、 都心とともにツインコアを形成。

・商業/業務/文化等の立地誘導促進により、 バランスのとれた多心型の都市構造を実現。 再開発事業の誘導等により、高度利用を図る。

・居住時に近接した地域特性を生かし、生活サービス関連の 商業/業務機能等の集積を図るとともに、複合再開発を実施。

# 本市の総合計画等における都心部 / 拠点駅の位置付け

生活圏を基盤とした集約型都市構造の形成 [出典] 横浜市都市計画マスターブラン全体構想

72

# 横浜都心 新横浜都心

本テーマにおける対応の方向性(案)

●引き続き、地域の特性等に応じた適切な誘導手法を活用

(今回の見直しで一律的な対応は行わない)

「用途地域の指定基準」を定めていく。

しながら個別に土地利用のコントロールを図り、事業が成熟 した段階で必要に応じて用途地域を見直すことを基本とする。

●一方で、近年生じている様々な社会状況の変化等を踏まえ、

将来的な土地利用転換等にも柔軟に対応が図れるような

※詳細は後述

・市の中核としての基盤整備や高次の機能 集積を図り、互いに機能補完しながら地区 特性に応じた都心部を形成。

# 主要な生活拠点 生活拠点

・鉄道駅周辺における圏域の地域特性に 応じた機能集積と基盤整備を図り、個性 ある生活拠点を形成。



# 用途地域による土地利用誘導

用途地域の指定の基本方針 (1973年 / S48年: 商業系について抜粋)

商業・業務の適正な発展を図るとともに、市内に就業地を積極的に 確保するため、次の5つを方針とする。

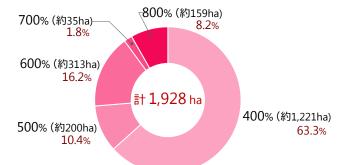
- 商業地域は都心部等に重点的に配置する
- 日常消費活動の利便増進のため、日常生活圏の中心地に 近隣商業地域を配置する
- 公共的空地の確保等があった場合、市街地環境設計制度により容積率等の割
- 商業地域等における住居用建築物を適正に抑え、土地利用の合理化を図るこ
- 港湾機能とこれに関連する業務機能を育成純化するため、臨海部に臨港地区
- ▶その後の全市見直しの機会などに応じて、適宜、個別地区の見直しを実施

S48年 S60年 H8年

# 用途地域による土地利用誘導

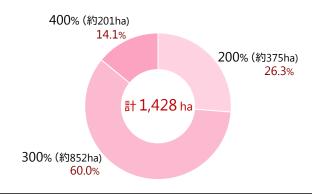
商業地域 ~ 現在の指定状況 ~

容積率 400% 500% 600% 800% 建蔽率 80% 綱島駅 青葉台駅 センター南/北駅 横浜駅、新横浜駅、関内駅、 二俣川駅 鶴見駅 たまプラーザ駅 桜木町駅 など 戸塚駅 金沢文庫駅 鶴ヶ峰駅 など 東戸塚駅 など 上大岡駅 など



近隣商業地域 ∼ 現在の指定状況 ∼

容積率	200%	300%	400%
建蔽率			
指定例	京急富岡駅 西谷駅(南口) いずみ中央駅 中田駅 など	日吉駅 あざみ野駅 菊名駅 本郷台駅 など	中川駅 天王町駅 港南台駅 洋光台駅 など



# 【都心部/駅周辺】様々な手法を活用した土地利用誘導手法の例

# 82

85

79

# 地区計画

●道路や広場等の公共施設(地区施設)を位置付けるとともに、建築物 の用途や形態意匠、壁面後退などを定め、計画的な土地利用を誘導。

# 参考事例 日本大通り用途誘導地区 地区計画

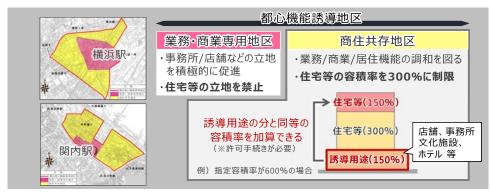
業務施設が集積する落ち着いた街並みの形成とともに、地区の景観や歴史的資産等の 継承、魅力的な都市景観の創造を図り、安全で快適な魅力と活力のあるまちづくりを推進



# 2.目指す将来像

# 都心機能誘導地区(特別用途地区)

- ●地区指定以前の横浜都心では、経済不況やオフィスの東京回帰などの 影響を受け、業務・商業等の都心機能が空洞化する一方で、住宅開発 が急速に進み、就業と居住のアンバランスなど切迫した課題が生じていた。
- ●そこで、みなとみらい線開業を契機とする新たなまちづくりへの取組として、 横浜駅及び関内駅周辺において建物の用途や容積率をコントロールし、 都心部にふさわしい機能を有する建築物を誘導することとした。



# 【都心部/駅周辺】様々な手法を活用した土地利用誘導手法の例

# 横浜市 市街地環境設計制度

- ●敷地内に歩道や広場 (公開空地) を計画するなど、 総合的な地域貢献を図ることを条件に、建築物の高さ や容積率を緩和し、良好な市街地環境の形成を誘導。
- ●昭和48年に制度を導入して以来、約500件の計画を 許可。それぞれの立地特性に応じたまちづくりに貢献。





# 現行の上位計画におけるまちづくりの目標・方向性

# 86

# 都心臨海部再生マスタープラン (2015年 / H27)

# 【2050年の将来像】

世界が注目し、横浜が目的地となる新しい都心

がおいい 都心臨海部を中心とした新しい横浜ライフの実現が のである。

### 将来像の実現に向けた3つの基本戦略

次の時代の横浜の活力をけん引する ビジネス・産業づくり

豊かな創造力・市民力が息づく 横浜スタイルの暮らしづくり 個性豊かなまちの魅力をつなぎ 港と共に発展する都心づくり

### 基本戦略に基づく5つの戦略

# ■横浜経済を支えるビジネス・生活環境の整備 ■都市デザインによる創造性豊かな空間づくり なと

界を先導するスマートな環境の創出 ■海を章識した水・緑・風の環境づくり

都市活動の担い手が活躍する仕組み・体制の充実

■多様な担い手の参画による新しい都心づくり

■最先端技術等の導入による環境負荷低減

災害に強い都心臨海部の実現 ■防災・減災の多重化による安全・安心づくり

回遊性を高めるネットワークの強化 (主要な交通インフラ、歩行者・パーソナルモビリティ)

まちを楽しむ多彩な交通の充実

人々に選ばれる都心を目指す

# 都市再生緊急整備地域 / 特定都市再生緊急整備地域

- ●都市再生特別措置法に基づき、「都市再生の拠点として緊急かつ 重点的に市街地の整備を推進すべき地域」として指定。
- ●公共貢献を行うことと引き換えに容積率や高さの規制緩和を行うことで、 民間の開発・投資意欲の向上、インフラ整備の強力な推進を図る。



# 【都心部/駅周辺】様々な手法を活用した土地利用誘導手法の例

# 84

# 高度利用地区

- ●用途地域内において土地の利用状況が著しく低い地区などを対象に、 合理的で健全な土地の高度利用と都市機能の更新を図るもの。
- ●敷地の統合を促進し、建築物の大規模化/共同化を図るとともに、 建築物の周囲に空地を確保して市街地環境の向上を図る。



- ■高度利用地区において都市計画に 定めることができる制限
- ①容積率の最高限度/最低限度 ②建蔽率の最高限度
- ③建築面積の最低限度
- ④壁面の位置の制限

# 現行の上位計画におけるまちづくりの目標・方向性

# 87

# 中期4か年計画 (2014~2018)

●横浜の顔である都心臨海部や、神奈川東部方面線によりポテンシャル の高まる新横浜都心など、横浜の成長エンジンとなるエリアにおいて、 経済の活性化や持続的な成長に向けた都市づくりを進めていく。



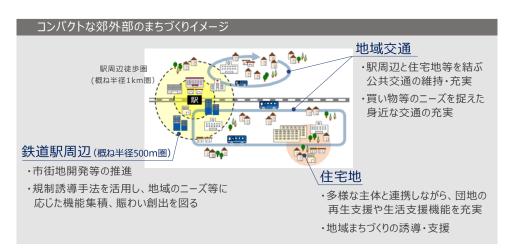
- ●国内外からの多くの来街者を 惹きつける都市空間の形成
- ●地区の特性に合わせた魅力の 向上と賑わいの創出
- ●まちの回遊性の向上

魅力と活力あふれる 都心部の機能強化を推進



# 中期4か年計画 (2014~2018)

郊外部の駅周辺においては、各地区の特性を生かしながら市街地の 開発等を着実に進め、多世代に選ばれ、コンパクトで活力のあるまちづくり を進める。



●関内駅周辺などにおいては、高経年化した建物が多い地区が点在。

# 現行の目標 ・方向性

今後必要となるまちづくりの目標・方向性

# 近年の大きな社会変化を踏まえた論点

- ●コロナ禍の影響等による働き方や生き方、価値観 の多様化への対応
- Society 5.0 につながる新たな技術の活用
- ●大規模災害リスクの軽減に向けた取組
- SDGs未来都市の実現
- ●農と住が調和したまちづくり
- ●地域包括ケアなど福祉・医療施策との連携
- ●市民に身近な交通機能等と連携したまちづくり

89

92

95

次期中期計画や都市計画マスタープラン等の策定へ

# 横浜都心 土地利用分析 (2/2)

91

94

36.9% 25.5% 計2,129棟

■ 1981~1992年

0~20% 40~50% 80%以上

50~60%

(指定容積率 400%~800%)

□ 1993年以降

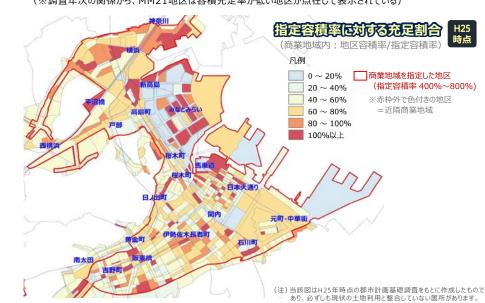
建築された建物の割合時点

30~40% 60~70% □ 商業地域を指定した地区

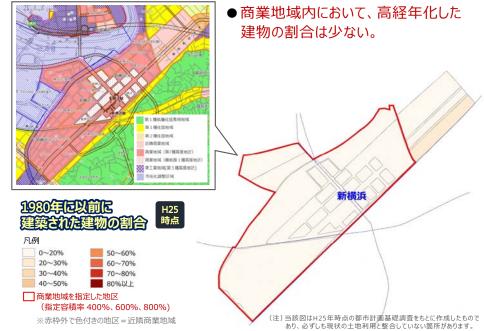
(注)当該図はH25年時点の都市計画基礎調査をもとに作成したものであり、必ずしも現状の土地利用と整合していない箇所があります。

14.7% 24.2% 32.6% 計177棟

●指定容積率の限度まで使い切っている建物が多い地区は、各所に点在。 (※調査年次の関係から、MM21地区は容積充足率が低い地区が点在して表示されている)



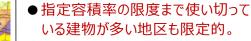
# 土地利用分析(1/3)



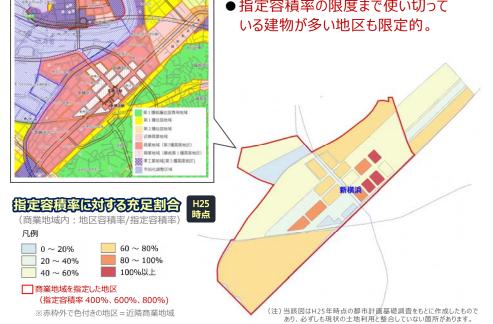
3. 現状の土地利用分析

# 土地利用分析(2/3)

横浜都心 土地利用分析 (1/2)



■ 1970年以前



# 土地利用分析(3/3)

●業務・商業機能を誘導することを想定していた地区では、共同住宅の 建築が進んでいる。



# 横浜都心/新横浜都心 における市況分析

●横浜ビジネス地区:平均空室率は月によって変化/平均賃料は横ばい



### 横浜都心 における市況分析 居住者人口 4 地区全体 都心機能誘導地区 施行 地区総数 MM21







地区全体では就業者人口が 伸びているものの、関内地区 や横浜駅周辺はH21年から H26年にかけて減少

	地区指定当時の短中期的な目標	現状
居住者人口	・就業と居住のバランスある発展 ・各地区で就業者増≧居住者増	各地区で就業者増≧居住者増
就業者	・就業者ピーク(H8)の回復 ・都心臨海部全体で2~4万人増	都心臨海部全体で約5万人増

●指定後の開発動向をみると、共同住宅の抑制及び業務・商業機能

の誘導に一定の効果はあったが、「業務・商業専用地区」等における

# 規制誘導地区に指定した郊外部の駅周辺 / 商業系用途地域の指定状況

●各路線の生活拠点駅周辺等において 近隣商業地域 を指定

まちの形成過程や沿線開発の経過等により、 都市機能の集積状況にも差がみられる







4.土地利用規制に関連する課題

都心機能誘導地区の指定/効果

建替え促進などが課題。

●旧市庁舎街区の土地利用転換など 新たなまちづくりの動き等に合わせて、

規制内容の見直しを図る必要もある。

### 103 土地利用規制に関連する課題

# 駅周辺の再整備によるポテンシャル向上への対応

- ●神奈川東部方面線の整備等により、拠点駅としてのポテンシャルが高まる 新横浜都心部において、駅前(篠原口方面)に1低専が広がっている。
- ●過去に土地区画整理事業等が都市計画決定されているが、その変更等 も含めた駅前空間の再整備の方向性について、現在検討を進めている。



# 規制誘導地区に指定した郊外部の駅周辺 / 商業系用途地域の指定状況

●各路線の主な拠点駅周辺等において 商業地域 を指定

98

101

業務・商業専用地区 \_\_\_商住共存地区

まちの形成過程や沿線開発の経過等により、 都市機能の集積状況にも差がみられる



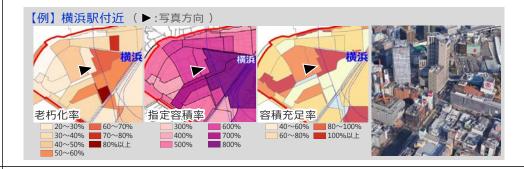




土地利用規制に関連する課題

# 横浜のポテンシャルを活かすインセンティブの検討

●現在も様々な誘導手法を活用した民間の開発事業が進んでいるが、 横浜のポテンシャルを活かし、多くの来街者を惹きつける都市空間の 形成や賑わいの創出等を図り、都心部の更なる機能強化に繋げていく ため、多様なインセンティブについても検討を行う必要がある。



# 5.用途地域等の見直しにおける 対応について

# 土地利用規制に関連する課題

# 建物の更新が停滞

- ●敷地や地権者が細分化している状況が多くみられる。
- 建替えの検討にあたり、敷地や接道によって斜線・高さの制限がネックと なるケースは多い。共同化の促進や建替えに向けたプロセスの円滑化等、 相応のインセンティブが無ければ、建物更新の機運醸成に繋がらない。





# これまで

都心部・駅周辺では、 一つの街区や敷地単位において 公共貢献を行うことと引き換えに 容積率や高さ等の制限を緩和し 民間主導で都市機能の更新や 集積を実現。

● (引き続き)

今後も地域の特性等を踏まえ、 事業ごとに適切な誘導手法を 活用し、土地利用をコントロール していくことを基本とする。

> 商業系の用途地域について 一律的な対応は行わない

※個別事業の進捗によっては全市見直しに 合わせて対応を図る可能性もあり

# 駅周辺におけるまちづくりに必要な視点



●コロナ禍の影響により、働き方の多様化が大きく進んでいる。

団地や社宅等の建替えに際する土地の有効活用

●郊外部の駅周辺には老朽化した団地や社宅も多く点在しているが、 これらの建て替え等に合わせ、シェアオフィスやコワーキングスペースなど 地域住民が集い働ける場を誘導し、職住近接の実現を図る視点も必要。





参考 現在の指定基準

# 商業地域

用途地域 …原則として次に掲げる区域に定める

- ·主要駅前の中心商業地
- ・デパート、専門店等が立地する専用度の高い商業地
- ・官庁街、事務所街など事務所ビルが集中して立地する業務地

112

# **容積率** ...原則として400%とする

- ・ただし、道路等の公共施設が整備され、又は整備されることが確実で、 一定の要件を満たす区域については500%~600%とすることができる。
- ・また、都心/副都心にある一定の要件を満たす区域に限り、700%以上 の容積率を定めることができる。

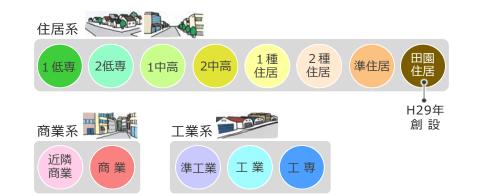
# 用途地域の「指定基準」の策定

用途地域の「指定基準」とは

109

●住居系、商業系、工業系からなる13種類の用途地域ごとに、 指定すべきまちの市街地像などを示す基準。

農業



# 【出典】 田園都市線駅周辺のまちづくりプラン(2020年3月)

参考機能分担を踏まえた各駅の目指す方向性

必要と考える。

駅周辺におけるまちづくりに必要な視点

沿線単位でのまちづくり【例】東急田園都市線

●各駅の特性を生かしながら、沿線全体としての

魅力や価値を高めていくためには、機能を分担

して多核連携型のまちづくりを進めていく視点も

●画一的な駅前開発では、まちの個性の喪失にも繋がるおそれあり。

110

たまプラーザ駅

あざみ野駅

江田駅

広域拠点

青葉台駅 藤が丘駅 スポーツ・行政

# 用途地域の「指定基準」の策定

用途地域の「指定基準」とは

必要と考える。

駅周辺におけるまちづくりに必要な視点

沿線単位でのまちづくり [例] 相鉄いずみ野線

●各駅の特性を生かしながら、沿線全体としての

魅力や価値を高めていくためには、機能を分担

して多核連携型のまちづくりを進めていく視点も

住宅地

地域資源を

活かした

価値創造

参考沿線の地域資源を活かした価値創造

スポーツ

●画一的な駅前開発では、まちの個性の喪失にも繋がるおそれあり。

市民

●現在ある用途地域の「指定基準」は、厳密に言えば

いずみ中央駅

神奈川県に権限があった当時のものを引き継いでいる状況。

【出典】 相鉄ホールディングス㈱×住宅再生課 みらいに向けたまちづくりイメージブック2015 (2015年11月)



- ●今回の見直しにおいて、改めて「横浜市版の指定基準」を策定。
- ●将来的な土地利用転換の機会等に応じて、今後、用途地域を 見直す場合の基準としても活用していく。

# 参考 現在の指定基準

113

# 近隣商業地域

用途地域 …原則として次に掲げる区域に定める

- ・商業地域の周辺で日用品の購買を主体とする商業地
- ・住宅地に接する商業地で、周辺の住環境を保護する必要のある区域
- ・住宅地内の日用品の購買を主体とする商業施設が集積する区域

…など

# 容積率 …原則として200%とする

ただし、道路等の公共施設が整備され、又は整備されることが確実で、 一定の要件を満たす区域については300%~400%とすることができる。 6.まとめ

111

114

小委員会での議論と今後の検討について(案)

答申に盛り込むことが想定される要素(案)

都心部

# 答申に盛り込むことが想定される要素(案)

# 117

# 本小委員会で認識共有・議論

- ●目指す将来像
- ●土地利用規制に関連する検討課題
- ●今後のまちづくりの進め方や求められる視点
- ●課題への対応策の想定について

# 答申を受けて整理

指定基準(案)の策定

個別地区の見直し

※事業進捗に応じて検討

# 答申に盛り込むことが想定される要素(案)

118

115

# 共通

- ●新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人々の行動や生活様式が 大きく変わり、身近な憩いの空間の重要性が再認識されており、 都市機能の集積とともに快適でゆとりある空間を創出していくことが 求められる。
- ●用途地域の指定基準を策定するにあたっては、将来的な土地利用 転換等の機会に応じて柔軟に活用できるものとすべき。

・・・など

116

●今後も国際都市としての魅力や競争力の強化を図り、国内外から 多くの人や企業を惹きつける都心部のまちづくりを推進していくため、 民間の開発意欲の向上や都市基盤の再整備の促進等に繋がる

インセンティブについても検討していくべき。

●都心部では土地利用の高度化や機能再編等が継続的に行われて いる一方で、敷地や道路付け等の問題から建て替えが停滞している 地区もみられるため、今後も様々な誘導手法を活用しながらまち の新陳代謝を図っていく必要がある。

・・・など

# 駅周辺

- ●働き方改革やコロナ禍の影響で人々のライフスタイルや働き方等には 大きな変化が生じており、駅周辺に整備すべき機能についても新たな 視点が求められる大きな転換期にある。
- ●働く場やシニア向け住宅、医療・子育て支援施設など、近年ニーズが 高まっている機能を駅周辺において戦略的に誘導することは、郊外の 住宅地も含めた都市としての魅力や賑わいの創出に繋がっていく。 「横浜に住む、働く、活動する」ことを誘導し、より一層の価値向上を 図っていくべき。

・・・など

報告事項1

用途地域等の見直し検討小委員会の検討状況について

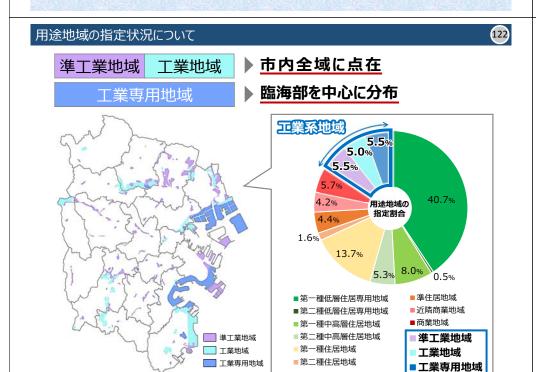
④ 工業地の検討視点

説明の流れ(工業地)

目次

- 1.土地利用の現状など
- 2.目指す将来像
- 3.今回の見直しにおける対応策(案)
- 4. まとめ

1. 土地利用の現状など

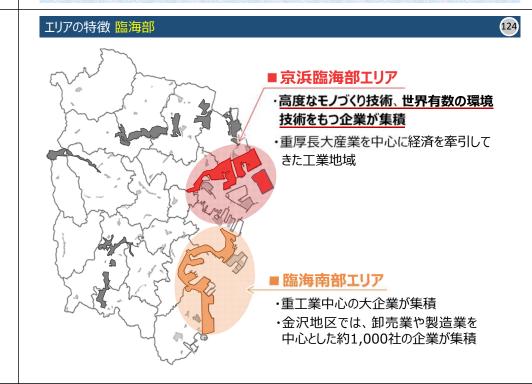


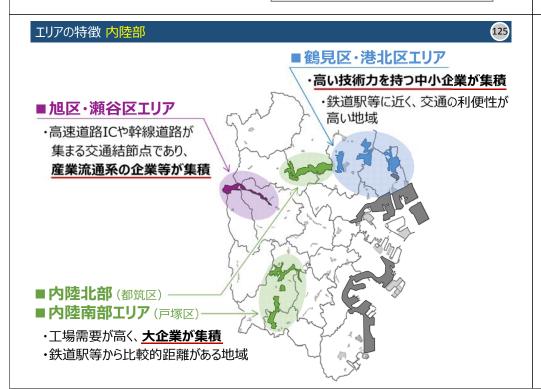


用途地域別/建築可能な用途

●後継者不足、経営者の高齢化

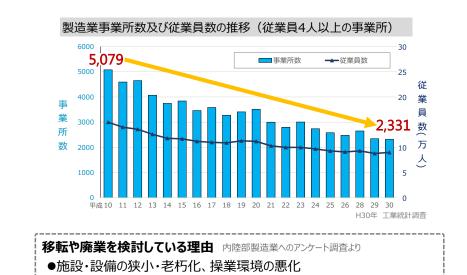
建物用途	用途地域				
		工業系地域			<b>人民交纳社</b>
	工専	専 工業 準工業			住居系地域
工場	0	0	○ ※危険性が大きいものは除く		7
研究所	0	0	0	0	
事務所	0	0	0	0	^
物流倉庫	0	0	0	0	Δ
物販店舗·飲食店	×	Δ	0	0	
住宅	×	0	0	0	0





製造業の減少

●市内の製造業の事業所数は約20年間で半数以下に減少



# 住宅への土地利用転換

126

事業系用途 の土地利用変化 (平成4年~25年の約20年間)

▶約3割 (約326ha) 別の土地利用に転換 ▶ うち約4割 (約145ha) 住宅に転換



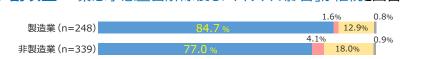
# 住宅への転換による課題

- ・住宅と工場との近接による操業環境への影響
- ・敷地の細分化
- ・インフラ(小中学校の教室数、公共施設等)の不足 …など



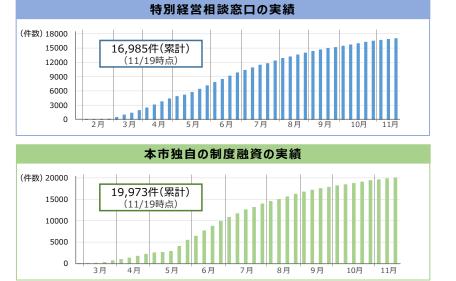
製造業への影響 横浜市景況・経営動向調査(令和2年9月実施)

8割以上 …新型コロナにより業務に「マイナスの影響があった」と回答 7割以上 …緊急事態宣言解除後も「マイナスの影響」が継続と回答





参考 新型コロナウイルスに関する市内中小企業向けの相談・融資等の支援状況



市内企業の成長・発展、産業拠点の強化に向けた取組

強化等に向けた支援・取組、オープンイノベーションを推進。

中小企業の 持続的な成長・発展

- 1 人手不足・事業継承への 支援
- 2 生産性向上の推進
- 3 市内企業のビジネスチャンス の促進

中小企業の 経営基盤の強化

- 1 経営基盤の安定・強化の 支援
- 2 小規模事業者への 支援の強化
- 3 円滑な資金調達の支援

# 企業誘致のための取組・支援



# 企業立地促進条例

建物を建設・取得しての立地や建物を賃借しての 進出等に対する各種支援を実施

(助成金や税軽減等)



# 研究開発施設の立地状況



●都市部に近く、人材の豊富な点が強みとなり、多くの企業が集積。

●他都市と比較しても、県内や市内への研究開発施設の立地が進んでいる。



目指す将来像(まちづくりの方針等)

機能の更新を進めていく

●住工混在地区



横浜市 新型コロナウイルス対策本部会議 資料より

132

135

# 2. 目指す将来像

# 丁業系Tリアは8地域を特定地域に指定

_	工業がエグルのである。				
	リアの助成金				
	立地する際の建物用途		本社、研究所、工場、賃貸研究所、賃貸工場		
ſ	・京浜臨海部         ・臨海南部         ・内陸南部       ・内陸北部         ・鶴見東部       ・鶴見西部/港北東部         ・港北中部       ・旭/瀬谷		10%(20億円)		
ı			8%(10億円)		
		特定地域外	8%(10億円)		

※2018年4月1日~2021年3月31日の期間に申請した場合

# 目指す将来像(経済)

134

横浜市中期4か年計画 (2018年~2021年)

# 戦略1 『力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現』

●中小企業への基礎的支援に加え、企業・大学・研究機関等の集積の 強みをいかしたさらなる企業誘致の推進や、オープンイノベーションによる 産業創出に向けた取組を進め、市内企業の成長・発展につなげる。

# 市内企業の 成長·発展

# 産業拠点の

戦略的な

- •人材確保や円滑な事業継承への支援 •市内雇用の創出
- •工業地の機能の維持・操業環境の向上 •法人市民税・固定資産税等の増収
- •研究開発拠点の集積
- •オープンイノベーションの推進 など

企業誘致

# ●臨海部工業地

既存産業の立地継続と機能更新·高度化、新たな産業の立地誘導を図る

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 平成30年3月改定

共同住宅等の立地を抑制、工業地としての適正な誘導、操業環境の改善、

地域特性に応じた混在の解消、適正な共存等を図り、都市環境の向上に努める

●郊外部の産業・流通業務地 操業環境の保全、機能の更新・高度化を図る

都市計画マスタープラン 平成25年3月改定

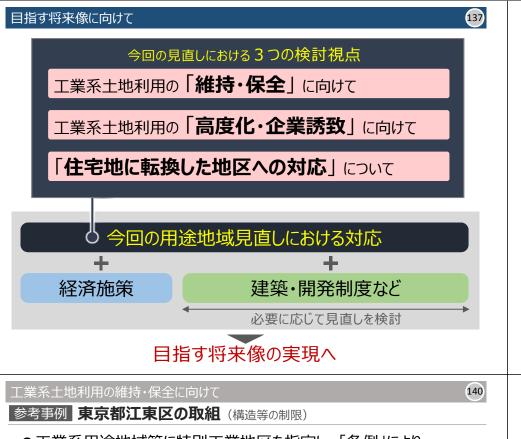
●工業地として保全・育成していくべき地区

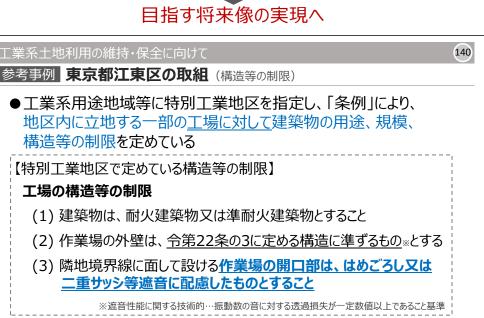
# 京浜臨海部再編整備マスタープラン 平成30年9月改正

- ●20年後の将来像「多様な人・モノ・地域をつなげ、新たな価値を創造・発信する産 業空間 の実現を目指す
- ●「グローバル・イノベーション」と「インダストリアル・エンターテインメント」を戦略の柱として 推進するとともに、エリア全体の都市環境の整備や実施体制の構築を併せて進める

3. 今回の見直しにおける 対応策 (案)

133







工場からの騒音や振動等を低減するため、 新規に立地する住宅側に構造上の制限を 求めることを検討してはどうか?

# 工業系土地利用の高度化・企業誘致に向けて

都市計画以外による対応

●建築許可制度では、地域貢献や基盤整備等を条件に容積率や 高さ制限を緩和(横浜市市街地環境設計制度)

工場や研究施設等の様々な施設の立地ニーズ等を把握した上で、 必要に応じて許可制度等の見直しの検討を行う

許可事例 パナソニック オートモーティブ社(研究所)



# 計画概要

- ■主要用途 研究所
- 用途地域
- 工業地域
- ■延床面積 **32,410**m
- ■容積率 292%

# 工業系土地利用の維持・保全に向けて

工業系用途地域における現状の土地利用



住工混在

141

138

住宅地に転換

# 今回の見直しでの対応策(案)

今回の見直しでの対応策(案)

工業系土地利用の高度化・企業誘致に向けて

工業系用途地域における現状の土地利用







住宅地に転換

住宅地に転換

144

# 今回の見直しでの対応策(案)

住宅地に転換した地区への対応について

工業系用途地域における現状の土地利用

● 土地利用が**完全に住宅等へと転換した地域**について、**周辺** の状況も十分考慮した上で、現在の土地利用の実態に合 わせた用途地域への見直しを検討

工場等が集積

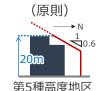
住工混在

今回の見直しでの対応策(案)工業系土地利用の維持・保全に向けて

# すでに実施済みの対応 (工業系用途地域における共同住宅の建築について)

●高度地区

第5種高度地区の制限を 受ける区域において、住宅 以外の用途を建てる場合 には高さ31mまでの建築 が可能。



●市街地環境設計制度

工業系用途地域内で共同 住宅の建築を行う場合には 容積率の緩和を認めない。

139

# 現状 住工混在地域での対応が不十分な面あり

(※新規に立地した住宅と既存の工場との作業音に係る相隣問題など)



工業系の用途地域に新しく立地する住宅を建築する場合に、 あらかじめ防音措置等を設けることで、工場と住宅との軋轢を 生みにくい環境をつくり、既存工場等の操業環境の保全を図る

# 今回の見直しでの対応策(案)工業系土地利用の高度化・企業誘致に向けて

用途地域の「指定基準」の策定(※商業系同様)

●住居系、商業系、工業系からなる13種類の用途地域ごとに、 指定すべきまちの市街地像などを示す基準。



- ●今回の見直しにおいて、改めて「横浜市版の指定基準」を策定。
- ●将来的な土地利用転換の機会等に応じて、今後、用途地域を 見直す場合の基準としても活用していく。

4. まとめ

# 小委員会での議論と今後の検討について(案)

本小委員会で認識共有・議論

今回の見直し における 検討の視点

- ●工業系土地利用の維持・保全に向けた対応 (特別用途地区、地区計画、開発許可制度など)
- ●工業系土地利用の高度化・企業誘致に向けた対応 (指定基準の策定、建築許可制度等の運用など)
- ●住宅地に転換した地区への対応

答申

# 答申を受けて整理

指定基準(案)の策定

個別地区の見直し

※周辺環境等に応じて選定

住工混在策の実施

# 答申に盛り込むことが想定される要素(案)



# 工業地

146

- 現状の土地利用の混在状況や地域のニーズ等を十分に検証した上で、 特別用途地区や地区計画、その他の手法等も活用しながら、住宅と工 業の共存又は住宅の立地抑制を目的とした土地利用誘導策を講じるこ とで、工業の維持保全を図る。
- ●既存産業の立地継続の視点に加えて、様々な成長分野における研究機関や事業所等の誘致を推進し、市内経済の活性化を図るため、準工業地域及び工業地域の容積率の指定範囲について検討を行い、基準として定める。
- 土地利用が完全に住宅へと転換した地域については、この機会を捉えて 住居系の用途地域に見直すことも考えられるが、近接する地域における 工場等の立地状況を十分に確認した上で、検討は慎重に進めるべき。

